

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会

第4回沖縄県最低賃金専門部会

日時：令和6年8月2日（金） 15：00～

場所：那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

議事次第

- 1 改正額の提示
労働者側及び使用者側
- 2 改正額の調整
労働者側及び使用者側
- 3 その他

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会

第4回沖縄県最低賃金専門部会 配布資料

1 改正額の提示

(1) 労働者側 P1～P6

(2) 使用者側 P7～P9

沖縄地方最低賃金審議会第4回専門部会

2024年8月2日

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝 様

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
労働者側委員

令和6年度 沖縄地方最低賃金 労働者側の額の提示について

時間額 現行896円を改定し、**963円（引上げ額67円）**とする

温暖な気候に青い海、独自の芸能文化や食文化をもち、地元の人たちが誇りを持って暮らす沖縄は、国内有数の観光地という地位を確立し、今後も首里城の再建や北部地域のテーマパーク開業を控える等、ますます観光業を中心に発展していくことが予想される。しかしながら沖縄には、地理的・歴史的特性等に起因する固有の課題が多く存在している。「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」の実現には、これらの課題を解決していく必要がある。

復帰に伴い制定された沖縄振興（開発）計画によって社会資本が整備され、人口規模や経済は観光業を中心に発展を遂げた。しかしながら、本土との経済格差等の課題は、復帰から50年以上経過した現在においても未だ山積している。

生活コストが全国的にみて高いにも関わらず、一人当たりの県民所得は全国の7割程度で最下位、子どもの相対的貧困率は全国平均の約2.2倍、母子世帯や非正規雇用者の割合も全国と比べ最も高い水準にあるなど、沖縄が抱える課題は枚挙にいとまがない。

最低賃金近傍の労働者の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、課題解決にむけた最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増していると考ええる。

令和6年7月1日、沖縄労働局長により諮問された「沖縄地域別最低賃金の改定決定について」では、6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配慮した調査審議を求めるとの発言があった。

その閣議決定のなかでは、昨年を上回る春季労使交渉の結果を含み3要件も踏まえて審議会で議論すること、労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円になることを目指すと示されている。また、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環実現には先ず「賃金」を上げること、その結果「消費」が活発化し「企業収益」が拡大する。その収益を元手に企業が「投資」行うことで「労働生産性」が向上し、それが「持続的な賃上げ」につながると、政府は「賃上げ」を最も重要視している。

これら政府方針や沖縄県の現況を踏まえた上で、沖縄県においても「誰もが時給1,000円」を早期に達成し、次の目標を見据えながら、豊かさと幸せを実感できる賃金水準に引

上げることを求める。

我々、労働者側委員は中賃で示された公益見解や目安に加えて、県内の物価上昇、マイナスで推移する実質賃金、春季生活闘争の結果、地域間格差の是正、貧困問題、雇用情勢、募集賃金、参考人意見、諸外国の賃金水準等を勘案して、沖縄地方最低賃金を 67 円引上げ「963 円」 にすることを提示する。

本件について労働者側委員としての考え方については、以下の通り主張する。

1. 政府が掲げる目標の達成について

2010 年の雇用戦略対話における「2020 年までに全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円をめざす」との政労使合意から 14 年が経過した。

昨年、ようやく加重平均が 1,004 円に達したが、我々労働者側委員は、従来から加重平均ではなく「誰もが時給 1,000 円」の早期実現と 1,000 円は通過点であると主張してきた。今年度においても基本的な考え方について変わりはない。

また、中期目標について政府は「2030 年代半ばまでに全国平均が 1,500 円となることをめざす」としている。この目標を踏まえつつ、1,000 円達成後については、連合リビングウェイズ^{参考 1}および、一般労働者の中央値の 6 割水準をめざし、段階的に取り組むことを求める。

2. 最低賃金の「誰もが生活できる水準への引上げ」について

現在の、沖縄県の最低賃金 896 円は月額換算（法定労働時間数上限 173.8 時間で算出）しても 15 万 5 千円程度 であり、年収換算でも 186 万円程度に過ぎず、ワーキングプアの水準とされる年収 200 万円を下回り、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできない。

現在の全国加重平均「1,004 円」で 1 日 8 時間、月 20 日働いても、年収 200 万円には届かない。また、最高額「1,113 円（東京都）」でも 200 万円を少し上回る程度である。

一方、先進国（英独仏等）の最賃は日本の 2 倍近く、豪州は 2 倍以上とされ、日本はさらなる引上げが必要な状況である。労働者の生活・雇用不安を払拭し、経済社会のステージ転換を着実に進めるためには、未来を見据えた継続的な最低賃金の引上げが不可欠である。

【現在の沖縄県、896 円の水準について】

(1)総務省調査の 2023 年単身世帯（勤労者：～34 歳）消費支出月額 170,281 円を下回る（前年 178,434 円）※参考：九州・沖縄全年齢 185,761 円

(2)OECD（経済協力開発機構）の基準による、相対的貧困の等価可処分所得 122 万円/年と同等程度である。相対的貧困の状態に陥ると、社会で多くの人々が享受している「標準的な生活」を送ることができない。最低賃金で計算した可処分所得は、 $(853 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間}) \times 0.807^i = \underline{119,638 \text{ 円/月}}$ となり、この額だけでは貯蓄に回す余裕などない。

(3)生活保護費より上回るが、生活保護費については、教育・医療・介護・出産・生業・生活・葬祭の扶助がある。また、扶養者人数によって増額される。

※参考：生活保護費「那覇市単身世帯（20～40歳）」＝103,460円/月

(4)沖縄県における短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（男女・産業計）1,145円で（全国1,657円）、九州のCランク各県のなかで中位に位置する。（令和5年賃金構造基本統計調査）

(5)パートタイム労働者1求人票あたりの募集賃金ⁱⁱの平均額は1,125円、下限額は1,070円となり、いずれも九州地区内では福岡に次ぐ高い水準にある。

(6)連合リビングウェイジ2023簡易改定版について

労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出した結果、沖縄県で必要な単身者の最低生計費は「1,080円/時間額」、自動車保有の場合は「1,388円/時間額」と算出されている。この額は、地賃Bの上位（政令指定都市を含む）の額に匹敵する（参考1添付資料：連合リビングウェイジ参照）

以上の数値、状況と比較しても現行の最低賃金（896円）は、健康で文化的な最低限度の生活ができる水準とは言い難い。

3. 最低賃金引上げの必要性について

(1)地域間の賃金格差が人材の流出や経済の一極集中の一因になっていることをふまえ、額差縮小に向けて取り組むことが重要である。昨年度、我々沖縄県を含め、目安を上回る引上げが最低ランクのB・Cランクに属する多くの県で行われた。これは人材確保に対する地方の危機感の現れである。今年度の審議においてもCランク（沖縄県を含む）の引上げは、全国との額差縮小や日本の賃金水準底上げのため必要不可欠である。

(2)子どもの貧困率やワーキングプア率が全国と比較して高い沖縄県。所得の低さと生活コストは反比例しており、低い所得に見合わない生活コスト高は、貧困の負の連鎖を引き起こしている。

(3)昨年に引き続き、物価上昇が多く労働者の生活に影響を及ぼしている。基礎的支出項目の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇は、とりわけ最低賃金近傍で働く人々の生活を圧迫している。生活水準の維持・向上の観点から消費者物価指数の上昇を考慮した引上げが必要である。九州Cランク各県のなかにおいて沖縄県は、最も消費者物価指数（対前年同月比）の上昇率が高いことも考慮する必要がある。

(4)春季生活闘争の結果について

①2024春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を起点とした経済の好循環と、未来につながる賃上げを積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに答え、過去最高の5%（定昇相当込み賃上げ計は加重平均で15,281円・5.10%）を超える水準となった。また、有期・短時間・契約等労働者についても同様に加重平均で62.70円（5.74%）の高水準となっている。これらの結果は労使の真摯な交渉のなかで、

つくり上げたものであり、この賃上げの流れを、最低賃金近傍の労働者を含めた多くの働くものの「底上げ・底支え」の為、一日でも早く社会の隅々まで波及させるべきである。その為にも新たな最低賃金の発効日について10月上旬にこだわる。

②2023 春季生活闘争の結果について、全国加重平均「10,560 円・3.58%（沖縄：8,024 円・3.66%）」、有期・短時間・契約等労働者は全国「52.78 円・5.01%」と高い水準での引上げとなった。しかしながら、2023 年県内の実質賃金は前年比マイナス5.5%（県内5人以上規模）となり、物価上昇に賃金上昇が追いついていないのが現状である。

(5)地域別最低賃金は、集团的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃金を底支えするマクロの視点でも重要な役割を果たしている。この重要性を改めて認識した上で、目安および沖縄県の現況を十分に参酌した引上げと早期発効に向けた取り組みが重要である。

(6)中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」を実現するためにも、生産性向上や労務費を含めた価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につながる諸施策の実施や、最低賃金改定期には公契約の金額見直しをするよう、労使が一体と成り関係機関等への働きかけを行う。また、消費者の立場として価格転嫁に対し理解を示すとともに、物価の安定的な上昇とそれを上回る賃上げ実現を求める。

4. 参考人意見聴取感想（沖縄県労働者福祉基金協会）

沖縄県内において、社会問題となっている「子どもの貧困」を引き起こす主な要因は「親の貧困」の問題である。子どもの貧困の背景には、低賃金、非正規労働者の多さ、長時間労働、労働環境の課題等が挙げられる。これらの課題を解決し、貧困の連鎖を断ち切るには、まずは、フルタイムで働けば普通の生活ができる賃金水準が必要である。また、事情により、十分に働けない方々には公助・扶助・共助による支援が必要である。

5. まとめ 重要性を増す法定最低賃金【地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金】

企業規模間・雇用形態間・男女間・地域間等、あらゆる格差が広がっている現代社会において、法定最低賃金は、最低賃金近傍で働く労働者や集团的労使関係をもたない労働者の労働条件改善に直結しており、その重要性は増している。

雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されない。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも最低限度の生活ができる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準に引き上げるべきである。社会の不安定化に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」を実現するため、最低賃金の引上げにご理解いただきたい。

以上

-
- i ※0.807 は時間額 853 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 4 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率
- ii 出所：厚労省「職業安定業務統計」※令和 6 年沖縄地方最低賃金審議会第 1 回本審資料「II 都道府県統計資料編 P68～P69」

2023簡易改定LWと2023地域別最低賃金との比較

		2023簡易改定LW			同自動車保有の場合			⑤2023 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地賃A	東 京	1,270	209,000	87.6	1,582	261,000	70.4	1113	101.5	125.6
	神 奈 川	1,200	198,000	92.7	1,515	250,000	73.4	1112	101.1	106.1
	大 阪	1,120	185,000	95.0	1,430	236,000	74.4	1064	98.2	88.3
	埼 玉	1,140	188,000	90.2	1,448	239,000	71.0	1028	98.8	92.5
	愛 知	1,100	182,000	93.4	1,400	231,000	73.4	1027	97.5	82.7
	千 葉	1,140	188,000	90.0	1,448	239,000	70.8	1026	99.2	91.0
地賃B	京 都	1,130	187,000	89.2	1,442	238,000	69.9	1008	99.4	87.6
	兵 庫	1,120	185,000	89.4	1,430	236,000	70.0	1001	98.2	88.4
	静 岡	1,080	179,000	91.1	1,388	229,000	70.9	984	97.3	79.0
	三 重	1,070	177,000	90.9	1,382	228,000	70.4	973	98.4	71.8
	広 島	1,080	179,000	89.8	1,388	229,000	69.9	970	97.8	76.0
	滋 賀	1,090	180,000	88.7	1,400	231,000	69.1	967	98.6	77.3
	北 海 道	1,080	178,000	88.9	1,394	230,000	68.9	960	100.7	66.7
	栃 木	1,070	176,000	89.2	1,370	226,000	69.7	954	97.4	71.5
	茨 城	1,070	176,000	89.1	1,364	225,000	69.9	953	97.3	71.5
	岐 阜	1,050	174,000	90.5	1,358	224,000	70.0	950	96.5	71.0
	富 山	1,060	175,000	89.4	1,364	225,000	69.5	948	97.7	68.9
	長 野	1,050	174,000	90.3	1,352	223,000	70.1	948	96.7	68.9
	福 岡	1,080	178,000	87.1	1,376	227,000	68.4	941	97.0	76.3
	山 梨	1,050	174,000	89.3	1,358	224,000	69.1	938	97.3	68.1
	奈 良	1,070	177,000	87.5	1,376	227,000	68.0	936	96.3	77.7
	群 馬	1,040	171,000	89.9	1,333	220,000	70.1	935	95.6	67.7
	石 川	1,080	178,000	86.4	1,388	229,000	67.2	933	98.8	72.5
	岡 山	1,070	176,000	87.1	1,370	226,000	68.0	932	97.1	73.5
	新 潟	1,070	176,000	87.0	1,364	225,000	68.3	931	97.4	71.1
	福 井	1,070	176,000	87.0	1,370	226,000	68.0	931	98.5	68.2
	和 歌 山	1,070	176,000	86.8	1,370	226,000	67.8	929	98.7	67.8
	山 口	1,050	174,000	88.4	1,364	225,000	68.1	928	99.4	62.8
	宮 城	1,090	180,000	84.7	1,394	230,000	66.2	923	98.4	77.1
	香 川	1,070	177,000	85.8	1,376	227,000	66.7	918	97.9	71.5
島 根	1,050	174,000	86.1	1,364	225,000	66.3	904	98.9	64.5	
福 島	1,060	175,000	84.9	1,364	225,000	66.0	900	98.5	66.8	
愛 媛	1,050	173,000	85.4	1,352	223,000	66.4	897	97.6	65.9	
徳 島	1,060	175,000	84.5	1,364	225,000	65.7	896	98.5	66.7	
地賃C	山 形	1,070	177,000	84.1	1,382	228,000	65.1	900	99.8	68.0
	鳥 取	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	97.8	64.0
	佐 賀	1,050	174,000	85.7	1,358	224,000	66.3	900	97.5	67.1
	大 分	1,050	173,000	85.6	1,345	222,000	66.8	899	97.2	65.6
	青 森	1,040	172,000	86.3	1,345	222,000	66.7	898	98.0	62.3
	長 崎	1,060	175,000	84.7	1,364	225,000	65.9	898	98.5	65.8
	熊 本	1,050	174,000	85.5	1,364	225,000	65.9	898	98.4	65.9
	秋 田	1,040	172,000	86.3	1,345	222,000	66.7	897	97.9	62.9
	高 知	1,050	174,000	85.4	1,358	224,000	66.1	897	98.6	64.2
	宮 崎	1,020	168,000	87.9	1,315	217,000	68.2	897	95.8	60.4
	鹿 児 島	1,020	168,000	87.9	1,315	217,000	68.2	897	95.9	61.1
	沖 縄	1,080	179,000	83.0	1,388	229,000	64.6	896	99.0	72.4
岩 手	1,050	174,000	85.0	1,358	224,000	65.8	893	98.3	65.0	

*1 ①③時間額は、それぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2022)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した

*2 さいたま市のリビングウェッジ(成人単身)を住居費(50,174円)と住居費以外(143,623円、自動車保有の場合は193,706円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出した

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局,2022)の「家賃を除く総合」指数から算出した

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局,2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋秀勝 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
使用者側委員

令和6年度 沖縄地方最低賃金 使用者側委員の額の提示について

1 額の提示

コロナ禍で大きく落ち込んでいた沖縄県経済は、昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類への移行などもあって、大きく改善してきている。

その一方、経営者にとって、企業物価の上昇、人手不足対策、さらには、ゼロゼロ融資の返済などの不安材料は昨年と変わらない状況となっている。

また、賃上げの圧力が強まる中で、企業においては、生産性の向上或いは価格転嫁により、その原資を確保する必要があるが、非製造業や中小企業において、原材料価格等の全部を価格転嫁できず、また、価格転嫁までの期間が長期化し、さらには、取引への影響を懸念し、申入ができず価格転嫁を実施していない企業があるなど、価格転嫁が容易でない実態が明らかとなっている。

なお、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行う企業が6割になるなど、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、このような経営環境にあることを十分考慮する必要がある。

以上のような状況にあることを踏まえ、令和6年の沖縄県の最低賃金は、賃金改定状況調査第4表のCランクの伸び率である2.7%、25円を引上げ、921円とすることを提示する。

2 理由

(1) 最低賃金審議に当たって留意すべき事項

最賃審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項で定める最賃決定の3要素（生計費、賃金、通常の事業の支払い能力）を考慮して行うことが基本である。

実質賃金が低下している現状において、「生計費」について配慮すべきことはもちろんであるが、賃上げの原資の確保のために、価格転嫁が容易でない実態がある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を追わせない配慮が必要である。

また、使用者側としては、各種統計等に基づく調査審議を行うべきと考えており、中小企業の賃金引上げの実態を示し、最賃決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表を重視する必要があると考えている。その中でも参考データとして示されている第4表ではなく、客観的なデータである第4表（或いは ）を用いることが適当である。

さらに、今回、過去最大の引上げ幅となった、中央最低賃金審議会の目安額どおりに50円を引き上げた場合、令和6年最低賃金基礎調査結果の業種毎のデータ表で確認すると、全業種の平均の影響率は18.7%の高い値を示している。

また、洗濯・理容・浴場業が最も高い42.4%となり、1~9人までの規模では、食料品製造業が82.1%とかなり高い状況となっている。

このため、最賃引上の影響を慎重かつ十分に検討する必要がある。

目安額（50円）どおりの引上げとなった場合の影響率
（影響率の高い業種）

業種	合計	規模別	
		1~9人	10~29人
洗濯・理容・浴場業	42.4%	42.4%	-
食料品製造業	37.9%	82.1%	35.8%
小売業	33.2%	27.2%	38.5%
飲食店	28.9%	29.4%	28.4%
卸・小売業	27.0%	22.8%	30.8%
製造業	19.5%	34.4%	15.1%
全業種	18.7%	20.3%	18.0%

（2）令和6年沖縄地方最低賃金引上げの考え方

以上のことを踏まえると、令和6年度の最賃は、賃金改定状況調査表の第4表の賃金上昇伸び率である2.7%を乗じ、以下のとおり算出することが適当である。

令和5年沖縄地方最低賃金額 896円

引上げ率 2.7%

$$\times = 896 \text{円} \times 2.7\% = 24.19 \text{円} \div 25 \text{円(引上額)}$$

3 発効日について

昨年の最賃改定に伴う発効日は、10月8日であったが、事業場視察、並びに第3回専門部会の使用者側の参考人から、それぞれ、最賃改定の発効日は、年度初めの4月にしてほしいとの要望が今年もあったところである。

現行の答申日から、自動発効の場合には、8週間程度となっている設定方法は、賃金改定を行う企業にとって、以下の問題を抱えていることから、改める必要があるものと認識している。

8週間程度では、賃金引上げを行うことができても、賃上げに伴う人件費の増を、価格へ転嫁するための準備期間としては足りず、価格へ転嫁するまでの間、当該人件費上昇分が赤字要因となること。

これまで附帯決議でも記述した公契約については、事業場視察等の結果からは、年度中途の最賃改定に伴う契約の改定がほとんど行われていない状況にある。このため、新年度の予算措置があるまで、旧価格での契約を継続せざるを得ず、最賃改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となること。（ビルメンテナンス業、こども園ケータリングサービス業）

最賃改定が10月に行われても、社会保険に加入していない非正規職員については、特に年末に集中して、「年収(130万円)の壁」を踏まえた就業調整が行われ、年末の繁忙期であっても人手不足に拍車がかかり、業務に支障を来すこと。

また、月の中途の最賃改定があっても、給与システムの改定の事務上の手続きから、1日付けで改定せざるを得ない状況にあることから、発効日は月の中途ではなく、月初めの1日とすることが必要である。

今回の目安額は、過去最大となっており、仮に目安額どおりの引上げとなった場合には、これまでと同様の発効日の設定では大きな支障を来すこととなる。

政府においては、2030年代半ばまでに1500円に達することを目標としているが、毎年50円を超える引上げが続くと、特に中小企業は、価格転嫁までの赤字を負担し続け、疲弊し、企業の体力を奪うことになり、これがひいては地域経済の弱体化をもたらすことを危惧するものである。

このため、このようなことにならないよう、最賃引上げの準備期間を設け、年度替わりの4月1日、或いは1月1日とすること、最賃改定の持続性のための抜本的な議論を行うことを強く求めるものである。

4 結 論

中央最低賃金審議会の答申では、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。」ことを昨年と同様に明記しており、中賃の藤村会長のビデオメッセージでは、「目安を下回ることもあり得る。」ことの説明もあったところである。

また、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、**地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。**」としている。

沖縄地域の経済・雇用の実態からすると、人手不足の状況にあることから、賃金を引き上げる環境にあることは理解しつつも、中小企業の多い沖縄では、価格転嫁力が弱いこともあって、過去最大の目安額となった50円（5.6%）を引き上げる状況にはないと考えている。

このため、最賃決定の3要素を総合的に表している**賃金改定状況調査結果第4表のCランクの伸び率である2.7%、25円を引上げ、沖縄県の最低賃金を921円とすることを使用者側として提示する。**